

平成28年度第1回小金井市介護保険運営協議会

地域密着型サービスに関する専門委員会会議録

と き 平成28年10月31日（月）

ところ 小金井市商工会館2階 大会議室

平成28年度第1回小金井市介護保険運営協議会  
地域密着型サービスに関する専門委員会

日 時 平成28年10月31日（月）

場 所 小金井市商工会館2階 大会議室

出席者 <委員>

平野 武	新井 信基	宮地 尚子
伊藤 祐彦	内藤 富美子	山極 愛郎
玉川 弘美	大西 義雄	亘理 千鶴子
酒井 利高		

<保険者>

介護福祉課長	高橋 正恵
介護保険係長	宮奈 勝昭
介護保険係主任	薄根 健史
介護保険係主任	幕田 銀河

欠席者 なし

傍聴者 0名

議 題 (1) 市外地域密着型サービス事業所の指定について（報告）  
(2) 市内地域密着型サービス事業所の指定について（報告、審議）  
(3) 総合事業に係る事業所の指定について（報告）

開 会 午後 2 時45分

(介護保険係長) 開会に先立ちまして、事務局より 2 点ほど事務連絡を申し上げます。

本日の欠席委員は、特におりません。

次に、会議録の作成の件でございます。作成に際しまして、I Cレコーダーの録音方式をとらせていただいております。ご面倒ですけれども、ご自身のお名前を先におっしゃっていただいております。ご発言いただきますよう、お願いいたします。

以上でございます。

(酒井委員長) よろしくお願いいたします。

今日は、初めて伊藤委員さんをご出席なので、地域密着型って何じゃらほいという感じがあるかと思っておりますけれども、今、介護保険制度がもう16年ぐらいですか、それで、昔は国とか東京都が介護保険の事業をやる事業者を指定していたんですね。だけれども、今は基礎自治体としての市がきちんと調べた上で指定をしていこうと、とりわけ、全部じゃありませんけれども、例えば特別養護老人ホームですとか、そういうのは違うんですけれども、地域密着型といいまして、例えば先ほど出てきた介護予防、要支援 1 とか 2 の方たちの事業とか、あとは認知症の方々を対象とした事業なんかについては、その基礎自治体が事業者を指定していくということに流れが変わってきているんです。

そういったことのために、今、小金井市の介護保険運営協議会の中に、そのための委員会が一つ設けられている。それで、介護保険運営委員会と 2 つに分けて、半分の委員さんたちが、その委員会を担当しているということでございます。

ちょっと一言ではわかりにくいと思っておりますけれども、おいおいよろしくお願いをしたいと思っております。

それでは、今日は非常にたくさん対象事業者がありますので、皆さん、もう会議が 2 時間近くたっていますから、お疲れでしょうから、簡潔にやっていきたいと思っております。

まず、資料の確認をしたいと思います。事務局、お願いします。

(介護保険係長) 介護保険係長でございます。

本日の資料の件でございます。次第に記載しておりますとおり、事前に郵送させていただいている資料1と資料2の2点、それから、本日配付させていただいております資料3-1から3-3の3点でございます。お手元に不足等ございましたら、事務局までお申しつけください。

資料の配付の確認は以上でございます。

(酒井委員長) よろしいですか。

それでは、始めていきたいと思えます。まず、資料1は一括していいですか、1件1件じゃなくて、ここに出ています8事業者。

その前に、郵送で送られています前回の委員会の会議録について、お手元に郵送されたかと思えますけれども、中身を見ていただいて、特に修正点とかはございますでしょうか。

はい、どうぞ。

(宮地委員) 宮地です。私の発言ではないところが私の名前が出ているので、ちょっとこれだけ。第2回の議事録の中で、16ページなんですけど、運転手云々という送迎の料金に関する内容のところなんですけど、下から1、2、3、4、5、「管理者が運転します」とか、「運転している人は」とかいうところは、私は全然存じないことなので、多分、内藤さんがおっしゃっているのではないかなと思えますので。

(酒井委員長) あ、内藤さんか。

(宮地委員) はい。この関連のことは内藤さんかなと思えました。

(酒井委員長) そうですね。

(宮地委員) はい。あと、19ページもそうですね。重要事項説明書等のところで、上から8行目の「祝日はなかったですね」というところも、この辺のやりとりも、私、使っていませんので、多分、内藤さんかなと思えましたので、よろしく願います。

(酒井委員長) いいですか。

(宮地委員) はい。

(酒井委員長) ほかに、よろしいでしょうか。

これだけの議事録をつくるのも大変でしょうけれども、よろしく願います。

じゃあ、一応、今の2点を修正した上で、公表されるんですよね。はい。

というふうになりますので、よろしくお願いいたします。

あとは、27年第3回のは特にいいですか。はい。

それでは、いいですかね。

まず、資料1にございます市外地域密着型サービス事業所の指定ということで、事務局からご説明をお願いいたします。

(介護保険係長) 介護保険係長です。

それでは、資料1、市外地域密着型サービス事業所の指定についてご説明させていただきます。

それでは、資料1をごらんください。記載している事業所につきましては、全て地域密着型通所介護事業所でございます。今年の3月の専門委員会でもご説明をさせていただいているところではありますが、介護保険法等の改正によりまして、平成28年4月から、定員18名以下の通所介護につきましては、地域密着型通所介護として、従来の居宅サービスから地域密着型サービスへ移行することとなりました。

このことによりまして、通所介護事業所の指定につきましては、これまで東京都が行っておりましたが、定員18名以下の小規模の通所介護事業所につきましては、指定権者が東京都から小金井市に変更になりました。

地域密着型サービスを利用できるのは、原則として小金井市民のみとなります。しかし、市境に住んでいる方などは、他市の小金井市地域密着型サービス事業所を利用したりすることも想定されます。そこで、他市の合意を得た上であれば、小金井市が他市の地域密着型サービス事業所を指定することで小金井市の方が他市の地域密着型サービスを利用することができます。

小金井市に隣接する武蔵野市、三鷹市、調布市、府中市、小平市、国分寺市、西東京市の7市につきましては、他市利用の件数が多いことから、1人1人の同意の手続を行うには、事務的に負担が非常に多くかかってしまいますので、事前に協定書を締結させていただきまして、4月以降の他市利用者について、市町村間での事前同意の手続を省略しているところでございます。この手続につきましては、介護保険法の規定で可能となっているところでございます。

平成28年3月31日時点で、都の指定を受けている定員18名以下の通所介護につきましては、4月以降は地域密着型通所介護事業所として小金井市の指

定があったものとみなされ、そのことは、小金井市民で他市の事業所に在籍している方についても同様となります。このことをみなし指定と申します。

ただし、平成28年4月以降に他市の地域密着型通所介護事業所が新たに小金井市の利用者を受け入れる場合、その方法については、みなし指定が適用されませんので、他市の事業所が小金井市に指定の申請を行う形になります。

今回、ご報告させていただく資料1の1ページ以降の事業所については、市外の地域密着型通所介護事業所で、今年4月以降に小金井市民の利用者を受け入れることとなったために指定を行った事業所であります。記載のとおり、国分寺市が1件、目黒区が1件、武蔵野市が1件、小平市が5件の合計8件になります。

以上でございます。

(酒井委員長) これについては、今日は報告だけで、確認だけでいいんですね。この中身は、1件1件のご説明は特にしないんですか。はい。

じゃあ、今の8つの事業所に関しまして、それぞれの事業所の概要と申しますか、フェースシートのような形で概要が載っていますけれども、これだけではなかなか詳しい情報まではわかりませんが、既に事業をきちんとやられているところなんです、何かご質問等はあるでしょうか。どれも小規模な事業所ではございますけれども。

(山極委員) 委員長、すいません。

(酒井委員長) 山極委員。

(山極委員) 山極です。1つだけ質問なんです、4ページ目のいきいき・がくだいさんの実施地域、目黒区になっているんですが、先ほどの事務局の説明で、一応、市境のご利用者さんを対象にということで、小平ですとか、国分寺、西東京、そういったところは説明の中で了解できる範囲なんです、目黒については、これは遠隔というか、呼び寄せ介護じゃないけど、目黒のほうに家族がいらっしゃって、そこで地域密着型サービスを利用している方が実際にいらっしゃって、今回、指定をわざわざ受けることになったという理解でしょうか。

(酒井委員長) 事務局。

(事務局) 介護福祉課、薄根と申します。お答えいたします。

今回のいきいき・がくだいにつきましては、こちらはちょっと通常のデイ

サービスとは違う特色を持ったデイサービスでございまして、特色といたしましては、比較的若年性の認知症の方ということです。あるいは、高次脳機能障害のある2号保険者の方を対象とした事業所でございまして、そこに小金井市の方がどうしても通いたいということで、目黒区さんと同意をとりまして、このたび利用することとなりました。

以上でございます。

(酒井委員長) はい、ありがとうございます。

私もちょっと気になったので、ここに来る前にネットで見てみたら、今おっしゃったように若年性の認知症とか、高次脳機能障害、そういった方の専門のデイ。小金井からあえてここに行きたいんだという方ですよ。

逆に言うと、小金井市内ではなかなか、その方から見ると自分にふさわしいデイサービスが見当たらないと、だから、あえてここに行きたいという方です。そういう事業所があったということですね。

ほかにはよろしいでしょうか。

(大西委員) 今の件でちょっと、関連なんです。

(酒井委員長) どうぞ。

(大西委員) そうすると、これ、指定するとずっと継続していくわけですよ、これからも。そうすると、うちの市役所のほうが、そういう若年性の人たちがいらっしゃった場合は、積極的にここを紹介するわけですか。

(酒井委員長) どうでしょうか。定員は10名という小規模な事業所でございますから、小金井市の方が。

(大西委員) 小金井市の行政のほうとして、そういうふうで紹介するご予定なんですか。

(酒井委員長) どうでしょうか、行政の意向としては。

(事務局) 比較的、今回、めずらしいケースかなとは思っているところでございます。基本的に市のほうから積極的に特定の事業所を紹介するという形は行っていません。事業所を紹介するのは、あくまでケアマネジャーの仕事となっております。

(大西委員) じゃあ、ケアマネジャーの方はこれをご存じなんですね。

(事務局) そうです。そういった情報は持っています。

(大西委員) はい。

(酒井委員長) それこそ、小金井市とは言わないけれども、近隣エリアでこういった方々を専門とするような、そういう事業所ができてくれるのが一番望ましいんだらうと思うんですね。たくさんはいらっしやらないけれども、やっぱり若年性の認知症とか、あと、交通事故とか、いろいろな事故で高次脳機能障害になられる方がいらっしやって、そういう方の何割かは地元のデイサービスに通っていらっしやる方は当然いらっしやると思いますけれども、より専門的なサポートという意味においては、こういう専門的なデイサービスができたほうがほんとはいいと思いますので、また、それは計画づくりの中でいろいろ検討していければと思っております。よろしいでしょうか。

資料1、市外地域密着型に関しては、ほかに委員からのご質問、ご意見はあるでしょうか。じゃあ、よろしいですか。

では、まとめて、一応、これは確認ということでやっておきたいと思えます。よろしいですね。はい、ありがとうございます。

次に、資料2の関係です。市内の地域密着型サービス事業所の指定についてを議題としていきます。

それでは、事務局からお願いいたします。

(介護保険係長) 介護保険係長です。

それでは、資料2をごらんください。前回の委員会で、市内の地域密着型サービス事業所の指定更新については、指定更新日以降に事後報告させていただくということでご了承をいただいているところでありますが、資料2の最初のページに記載されております指定更新事業所のうち、グループホームのがわ、ミクスチュアうてな、多機能型事業所うてな、グループホームうてな、この4事業所につきましては11月1日に更新を迎えます。本来でありましたら、指定更新日以降にご報告させていただくところではございますが、今回は、11月に新規指定を行う事業所もありますことから、事前の審議が必要なため、今回、あわせてご提出させていただきました。

それでは、最初にデイサービスこがねいの指定更新につきまして、ご説明いたします。

ページは1ページから8ページになります。介護保険法第78条の12および介護保険法第70条の2の規定により、地域密着型サービス事業所の指定については6年ごとに更新を実施する必要があります。平成28年5月31日をも



ちまして、前回、東京都が行った指定の開始から6年を満了したため、事業所の指定更新を行ったところでございます。

サービス種別は、地域密着型通所介護になります。

運営法人は、北多摩中央医療生活協同組合になります。所在地は、小金井市本町1丁目15番9号で、同一敷地内には、むさし小金井診療所、のがわ訪問看護ステーション、のがわ介護相談室を運営しております。デイサービスの定員は15人となっております。

こちらの事業所の特徴としましては、法人が訪問介護や病院を運営しておりまして、管理者は看護師資格を有しているため、健康状態のチェックや健康相談に乗ることで、高血圧や糖尿病の方でも安全に運動ができるよう配慮されているところでございます。

市では、更新手続に先立ちまして、4月にこちらの事業所について、実地指導を実施させていただいております。その結果としまして、書類不備等の一部軽微な指摘事項は認められましたが、大きな問題は散見されませんでした。

こちらの事業所については、説明は以上でございます。

続きまして、グループホームのがわの指定更新につきまして、ご説明いたします。

資料のページにつきましては、9ページから18ページになります。こちらの事業所につきましては、平成28年10月31日をもちまして、前回の指定更新から6年を迎え、事業所の指定更新を行うものでございます。

サービス種別は、認知症対応型共同生活介護になります。認知症対応型共同生活介護とは、認知症の高齢者が共同生活をする住居で、日常生活上の世話や、機能訓練などのサービスを受けられるものでございます。

運営法人は、医療法人社団つくし会になります。本部は国立市にありまして、国立市では、病院、居宅介護支援事業所、通所リハビリ、訪問リハビリ等を運営しております。小金井市内の事業所の所在地でございますが、小金井市東町2丁目31番3号でございます。同一の建物の1階では有料老人ホームを、2階ではグループホームを運営しております。定員は、2ユニットで合計17人でございます。

更新手続に先立ちまして、8月にこちらの事業所につきまして、実地指導

を実施しております。その結果としまして、アセスメント関連の書類不備等、一部軽微な指摘事項は認められましたが、大きな問題は散見されませんでした。

利用者1人1人の生活リズムに合わせて、画一的な介護をせずに柔軟に対応しておりまして、非常に良質な介護を提供していたという所感でございます。

こちらの事業所については、説明は以上でございます。

続きまして、19ページ以降のミクスチュアうてな、27ページ以降の多機能型事業所うてな、35ページ以降のグループホームうてな、これについてご説明させていただきます。

こちらの3事業所につきましては、同一法人による運営でございますのでまとめてご説明させていただきます。

ミクスチュアうてなは地域密着型通所介護、複合型うてなは小規模多機能型居宅介護、グループホームうてなについては認知症対応型共同生活介護となっております。3事業所とも、前回、平成22年11月1日に新規指定を受けたため、指定後6年を迎える来月の11月に指定更新を行うものでございます。

運営法人につきましては、NPOうてなでございます。所在地につきましては、小金井市本町5丁目37番8号で、4階建ての建物でございます。1階がデイサービス、それから、小規模多機能型居宅介護事業所となっております。2階と3階につきましてはグループホーム、4階についてはヘルパー事業所という形となっております。

NPOうてなにつきましては、9月に2日に分けて実地調査を行いました。初日についてはミクスチュアうてな、2日目につきましては多機能型事業所うてなと、グループホームうてなについて行いました。

それでは、最初にミクスチュアうてなについて、ご説明させていただきます。

こちらの事業所の定員は15人でございます。4月より地域密着型サービスに移行した事業所になります。

実地調査の結果についてでございますが、記録漏れ等の書類上の不備はあったものの、運営状況につきましては、運営上の重大な問題は散見されませんでした。

サービス内容としましては、利用者個人の希望を尊重しつつ、機能訓練、それから創作活動、レクリエーションなど、個々の利用者に沿ったプログラムを実施しておりました。

続きまして、多機能型事業所うてなでございます。

事業所の種別は、小規模多機能型居宅介護でございます。

サービスの内容につきましては、簡単にご説明させていただきますが、小規模多機能型居宅介護事業所は、通常は通所で、ぐあいがよくない場合などは自宅に訪問をするような形になっておりまして、家族が旅行に出かけるときなどは事業所へ宿泊するというような形で、利用者の状態や希望に応じまして柔軟に、これらの3つのサービスを組み合わせて行うような形でございます。つまりは、状態の変わりやすい利用者の方に向いているサービスというところでございます。なお、この小規模多機能型居宅介護につきましては、市内に2カ所ございます。

実地調査の結果についてでございますが、若干の書類等の不備があったものの、サービス内容につきましては、利用者や家族等の在宅生活の質を高めるために、通いサービス、それから、訪問サービス、宿泊サービスを利用者の状態に応じて提供している取り組みがなされており、良好でございました。

次に、グループホームうてなでございます。

こちらは、ユニット数としましては2ユニットでございまして、9人と6人のユニットでございます。定員は合計で15人になります。

サービスの内容としましては、利用者本意のサービスを提供し、食事、それから、掃除といった家事でも、できるだけかかわっていただくという姿勢が感じられたところでございます。

これらのうてなの3事業所について、総括的に申し上げさせていただきますと、職員、利用者を含めまして、全体的に非常に雰囲気明るい印象でございまして、利用者本意のサービスを提供しておりました。NPO法人ということもあるかと思いますが、地域貢献に対する意欲も高く、その点については評価に値するものと考えているところでございます。

ただ、残念な点といたしましては、良質なサービスを提供しておりましたが、そのサービス提供等の記録の不備が見受けられたことでございます。その点につきましては、当日の実地調査においても指導をさせていただいたと

ころでございます。

そのほかは、衛生環境面とかにつきましても、掃除等が行き届いておりまして、非常に良好な環境でございました。

NPO法人うてな関連の事業所については、説明は以上でございます。

続きまして、デイサービスりんごの歌でございます。

資料43ページから49ページになります。事業所名はデイサービスりんごの歌緑町で、もともとはファミリーケアさくら物語という事業所で、平成25年1月1日に東京都の通所介護の指定を受けた事業所で、現在でも小金井市で運営している事業所となります。

今年の11月から事業譲渡という形で、運営会社に変更となりまして、事業所の名称も変わっているところでございます。事業所としては、新規指定の扱いとなりますので、このたび本委員会へお諮りするものでございます。

運営法人につきましては、アユートから株式会社ウェルリソースという法人に変更となっております。こちらの新しいほうの法人につきましては、小金井市のほか千葉県で1カ所、それから、西東京市で1カ所、練馬区で1カ所、デイサービスを運営しているところでございます。

説明につきましては、以上でございます。

(酒井委員長) それでは、今の説明があった、全部で4つの法人について、ご質問とかを受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

順番にやっていきますか、各事業所ごとに、法人単位で。

じゃあ、まずは、デイサービスこがねい、北多摩中央医療がやっているやつですが、これはいかがでしょうか。

(新井委員) 新井です。

(酒井委員長) はい、どうぞ。

(新井委員) 細かいところで、素人で申しわけないんですけども、6ページのところに、防火責任者の管理者は堺田さんと書いてあるんですが、このフェースというか、最初にある2ページとかの管理者は三輪さんという方で、ほかにもこの堺田さんという方がないんですけども、これは管理者が複数いるということなんですか。それとも、防火の管理は堺田さんで、ほかの管理は三輪さんみたいな扱いなんですか。

(酒井委員長) はい、どうぞ。

(事務局) おっしゃるとおりでございます。防火管理者はあくまで消防法上の管理者のことでございますので、デイサービスの管理者は別にいると考えていただければと思います。

(新井委員) わかりました。

(酒井委員長) よろしいですか。

ほかにはご質問等がありますでしょうか。よろしいですかね。では、デイサービスこがねいに関しては、了承ということをお願いします。

次に、グループホームのがわの関係をやりたいと思います。何かご質問とかはありますでしょうか。今、グループホームは定員17かな、入居者は全員が埋まっている状態ですか。

(事務局) はい。

(酒井委員長) 1階が有料ホームで2階にグループホームがあるということですね。

よろしいでしょうかね。はい。では、了解いたしました。

では、次は19ページから、うてなとの関係です。3つ事業所がありますので、通所と小規模多機能とグループホームということですので、どうでしょうか。山極委員。

(山極委員) 山極です。38ページ。

(酒井委員長) 38。

(山極委員) はい。グループホームのうてなさんのほうの運営規程なんですけれども、非常災害対策として、(6)に消防訓練のところが書かれているんですけども、これ、併設施設の訓練計画に含まれるというので、それはどこにあるのかなというふうに見ていくと、21ページ目の地域密着型の通所のほうのミクスチュアうてなさんのところに、ページで言うと24ページ、非常災害対策というふうに書かれていて、これに準じているんだろうなということなのかなと推察するんですが、グループホームということなので、夜間もお預かりするような形かと思っておりますので、こちらは別途書かれたほうがほんとうはいいのかなというふうに思ったんですけど。それはちょっと意見的な感じなんです。

(酒井委員長) そうですね。方や24時間施設で、方や通所だから夜間。

(山極委員) そうなんです。

(酒井委員長) その辺は行政のほうの担当、どうですか。

(事務局) おっしゃるとおりでございまして、グループホームは夜間、当然運営しているわけなので、グループホームでは夜間を想定した訓練を実施していなかったという記録でわかったので、そこは当日の指導で、今後行うようにということで指導を行いました。

(山極委員) 規程のほうにも、多分、これは別途書かれたほうがほんとうはよりいいと思うんですけどね。それぞれは事業形態が違うので、多分、書かれたほうが、むしろ、誤解を招かなくていいかなと。

(事務局) 事業所のほうにお伝えしておきます。

(酒井委員長) よろしく願いいたします。そうですね。

(山極委員) 忘れないで。

(酒井委員長) はい、大西委員。

(大西委員) 基本的なことがわからないんで、ここにも行って、ほんとうは見てくださいいいんでしょうけど、行ってないので。これ、住所、みんな一緒ですよ。所在地というのは一緒になっているんですけど、本町5丁目の。

(山極委員) 1つの建物の中ですね。

(大西委員) 37番8号ですね、全部。そういうことは、広大な敷地があって、そこに3つぐらい建物があるということなんですか、それとも。

(酒井委員長) 1つの建物に1階から4階までのようですね。

(大西委員) そういうことなんですか。

(酒井委員長) どうですか、ビルの大きさは。

(事務局) 建物は非常にきれいであります。

(大西委員) 新築はきれいですよ。

(事務局) 1階はデイサービスと小規模多機能で、2階と3階がグループホームで、4階が事務所という感じですよ。

(大西委員) 職員は全然違うわけ。

(事務局) そうです。職員はそれぞれ配置してございます。

(酒井委員長) ただ、当然、兼務とかもあるでしょ。

(事務局) 兼務はございます。

(酒井委員長) あるよね。うてなの関係で、市内に幾つもない小規模多機能を事業1つでやっていらっしゃる場所ですけども、登録が18ですか、利

用者さんですね。結構、利用者さんは引きも切らずというか、その辺いかがなんでしょうか。

(事務局) 人数は大体、登録者数は10名前後で推移しているというような状況でございます。

(酒井委員長) 10名前後。じゃ、定員をちょっと下回っている状態なんですね。そうすると、一般的にやっぱり経営の問題が、どうなのかなって思いますけど。

(山極委員) 小規模多機能は、ケアマネさんにまだよく理解されていないのではないかという話も結構あります。

(酒井委員長) どうぞ、内藤委員。

(内藤委員) 内藤ですけれども、私、最近申し込みというか、お願いしたんですけど、うてなさんはいっばいで断られました。

(酒井委員長) いっばいですか。

(内藤委員) あと、デイの職員もやめられたので、ケアマネとしての枠はあってもデイのほうに見られないと言われて、8月に断られました。

(酒井委員長) 定員は18となっているけれども。

(内藤委員) 10人だとか言われました。

(酒井委員長) 10人か。なかなかスタッフがちょっと足りないから、今は余裕はないということなんですね。小規模多機能に関しては、国のほうなんかでも、それを地域で支えていくための結構切り札的な公的な事業として位置づけられているんだけど、なかなか報酬の問題も含めて、事業を展開する側から見るとちょっと手を出すのは少し厳しいというように聞くんですが、このうてなさんが、この事業自体が順調にいくかどうかというのは、結構小金井の中で大きな参考になるのかなというふうに思いますけれども。じゃ、今、大変な状態なんですかね。

あと、こういう場合、ちょっと聞いておきたいんですが、グループホームと併設している場合に、小規模多機能の宿泊機能、これは、1階の中で完結しているんですか、それともほかのグループホームとかのスペースを活用しているということですか。

(事務局) 宿泊は既に1階のところに確保してあります。小規模多機能の利用者のための部屋を設けてあります。

(酒井委員長) それは、例えば、設備基準とかで絶対条件なんですか。

(事務局) そうですね。宿泊施設。

(酒井委員長) 独立したものをちゃんと入れる。

(事務局) 平米数も。

(山極委員) これ、3人が定員なんですけど、3部屋個室なんですか。

(事務局) 3部屋個室になっています。

(酒井委員長) ほかに、皆さんのほうから何か。平野委員、どうぞ。

(平野委員) 平野です。うてなの3施設もそうなんですけれども、指定更新のこの5個と新規の指定にも関連あるんですけれども、一番、私はホームで非常災害対策に関心を持っているんです。私は不勉強でわからないのは、例えば、38ページには、第9条でちゃんと防火責任者と火元責任者云々ということを書かれています。同じく、うてなさんでは、31ページの第12条にもこれと全く同じ(1)から(7)までは同じなんです。よろしいですか。

ところが、今度、24ページになりますと、第15条で非常災害対策では、防火責任者と火元責任者云々という文言がないんですけれども、これは、消防計画をつくっているからこういったことについては、こういったというのは、火元責任者と防火責任者については、記載しなくてもいいということになっているのかどうか、そこがわからなくて質問いたしました。

(酒井委員長) 事務局のほうからお願いします。

(事務局) お答えいたします。運営規程の内容につきましては、必ずこういうふうには書かなければならないという厳密なルールはないんですけれども、今、ご指摘があったところもおっしゃるとおりだと思いますので、それにつきましては、事業所のほうにお伝えをして、是正をするようにお話ししたと思います。

(酒井委員長) 例えば、標準的な基準といいますか、ルールとして、例えば、防火管理者と防火責任者、火元責任者というね、似たようなあれなんだけれども、つまり、これら3つに関してはきちっと記載をしなければいけないという、防火管理者だけでいいのか。

(山極委員) 消防計画の中にその定めがあって、火元管理者は各部屋の火の元について、ちゃんとそこに、ここのお部屋は誰々ですよというふうに明示する、ありますよね、各部屋ごとに。



(酒井委員長) 部屋ごとに、ありますね。あります、あります。

(山極委員) 会議室は誰それ、厨房は誰それというふうな、そういう定めがあって、消防計画の中でそれを決めていますので、ここはまとめて、多分、「消防計画を作成し」の中に全部込み込みで入っちゃっているんだと思うんですね、文言がね。だから、さっき、事務局のほうで説明があったとおり、書き方のお作法というか、スタイルがそれぞれ別々なので、本来であればさっき言ったとおり、同じ事業所、法人であれば同じようなスタイルにそろえて、それぞれにきちんと書かれたほうがいいということじゃないかなと思いますね。

(酒井委員長) 防火責任者というのは、一般的には施設の管理者が当たるといいます。

(山極委員) そうですね。その場合もありますし、さっき、新井委員のご指摘があったように、また別に立てて、その専門でやっている人もいらっしゃいますね。

(平野委員) 普通企業でいきますと、防火責任者と火元責任者を全く離して、山極さんが言われたようにきちっと書く、火元には赤で明示されているんですよ。けども、この運営規則の中に、言われたように、そういった防火管理と火元責任云々をきちっと書かなくちゃいけないのかどうか、消防計画で載っていますからそれでいいのかどうか。でも、私はやっぱり、こういう時期、時期というか、結構、非常災害対策、皆さん関心を持っておられると思うんですけども、やっぱり、明示するものは明示するというスタンスでいかないと、見ていると、例えば、6ページのところでも、これは書いてないんですよ、防火責任者だけで火元責任者という表示はない。こういったところをきちっとチェックして書かなければならないのは、やっぱり、市のサイドで書くべきですよという指導をしたほうがいいのかどうか、その辺は私はわかりませんが、統一されてきちっとやられたほうがいいんじゃないだろうかと思って発言させていただきました。

(酒井委員長) この辺のことをきっちり、実地指導するときにチェックポイントとして押さえた上でやるということをお金井市、今もやっていらっしゃるんだと思いますけれども、よりそこを徹底して、ルーチンとしてしっかり押さえていくということによろしいでしょうか。では、行政のほう、それ

でよろしいでしょうか。はい。

あとは、ほかにはいかがでしょう。はい、どうぞ、宮地委員。

(宮地委員) 宮地です。ごめんなさい。ちょっと、前回のデイサービスこがねいさんとか、のがわさんとかで見落とししていたんですけれども、個人情報の取り扱いに関する指針というのがどこにも載っていないんです。これは、やっぱり、この時代には絶対必要なことだと思うので、指導というのはされたほうがいいかなと思いました。

(酒井委員長) 先ほどの報告の中でも、書類上の記載不備とかもあるというようにおっしゃっていましたが、個人情報の関係はいかがでしょう。

(事務局) 通常、従業者の方が契約をする際には、必ず雇用主と個人情報に関する誓約書というのを結ぶように指導しているんですね。ただ、ご指摘あったとおり、何名かの方につきましては、個人情報に関する誓約をとっていなかったもので、それについても指導を行ったところでございます。

(酒井委員長) そうすると、その辺の部分は、運営規程に記載はしなくてもいいのか、何ていうんですか、要するに、個別にはしっかりとっていらしゃると、個人情報のことについては。だけど、運営規程上はそのことはあえて記載しなくてもいいのかどうかということだと思いますけれども、どうなんですか。どうなんですか、事務局。

(山極委員) 山極です。個人情報の保護に関するまた別途規程をつくっていたり、指針を持っていたり、そういうふうな形であらわしている事業所もありますね。

(酒井委員長) 僕、ある社福法人、理事をやっているんですけど、そういえば、去年あたりから個人情報規程の見直し、特にマイナンバーの問題が出てきたりしているんです。それで、全体を分厚い資料で、社教かなんかのベースなんですよ。読んだって、もういいやって感じなんですけど、そういうのは一応ありますけど。

(山極委員) 利用者さんに説明する際は、先ほどの誓約書の類いでお約束をするという形が一般的ですね。内部の職員に関しては、契約を結ぶ際に、やはり、個人情報の保護に関する誓約をしてもらうという。雇用した場合に、仮にやめたとしても口外は許されないということの誓約をしていますので、そのようなところで守られていると思うんですが、マイナンバーとか、一般

的な個人情報の取り扱い全部を規程としてまとめ上げている法人というのはまだ少ないかもしれないですね。

(酒井委員長) よろしいですか、宮地先生。

(宮地委員) はい。

(酒井委員長) ただ、実地指導のときは運営規程にそういう規程があるかどうかは別にしても、個人情報保護のことについては、一応チェックはされているわけですよね、当然ね。

(事務局) 必ずしております。

(酒井委員長) よろしいですか。はい。ほかにはどうでしょうか。事務局、はい。

(介護保険係長) ちょっと補足をさせていただいてもよろしいでしょうか。先ほどの中でデイサービスこがねいさんの運営規程のところ、7ページの第20条の2項に秘密保持の関係のところは記載されているようでございます。

(山極委員) 運営規程はあれですけど、就業規則とか、そういうのにも明示されていますね。

(酒井委員長) そうですね。ほかにはよろしいでしょうか。そうしたら、では、資料2の関連ですね。3つの法人の指定については、これでよろしいでしょうか。では、資料2の議題2のほうを終わらせていただきます。

では、続きまして、総合事業に係る指定について説明をお願いいたします。

(新井委員) すいません。デイサービスりんごの歌については。

(酒井委員長) そうかそうか、ごめんなさい。

(新井委員) さっきはうてな。

(酒井委員長) そうですね。りんごの歌、失礼しました。では、次が、デイサービスりんごの歌に関して、ご質問等。ここは運営法人が変わったということなんで。

(新井委員) 新井です。これ、44ページの宿泊サービス実施の有無がありになっているんですけども、営業時間とか運営規程には宿泊サービスについての記載がないんですが、これは宿泊サービスをするとしたら、別途記載があるというようなイメージなんですか。

(酒井委員長) これ、事務局、お願いいたします。でも、通所介護だけですよ。

(事務局) お答えいたします。りんごの歌は宿泊サービスも実施しております、その届け出は別途でいただいているところでございます。

(酒井委員長) 独自事業として、この法人の。

(事務局) そうですね。

(酒井委員長) 制度的には、制度外サービスとして提供しているの？

(事務局) 介護保険の制度ではないんですけれども、自費サービス。一定の東京都の基準はあるんですけれども、その中で運用はしているところでございます。

(酒井委員長) それは同じ、同一施設内。はい、ということだそうです。

(新井委員) 新井です。もう1点なんですけど、あと、47ページの下のところ、通常の実施事業の実施地域に小金井市が入っていないんですけど、これは、新たに入れれば入るといえる感じでしょうか。

(事務局) そこはお話をしているところで、今後入れるように調整をしているところでございます。

(新井委員) ありがとうございます。以上です。

(酒井委員長) 運営法人さんが変わったのには特別な理由なりあるんですか。

(事務局) 理由につきましては特には聞いていないんですが、最近、多いのは、やっぱり、人材の確保が困難ということが、結構、今年に入ってから、運営法人の変更というのがたくさんあるんですけれども、どの事業者さんもやっぱり人の確保が大変だということは聞いております。

(酒井委員長) それは介護業界のM&Aなんですか。そうだったらあれですが。どうぞ。

(山極委員) 今の通常の実施地域にかかわるところなんですけど、47ページの第12条の記載地域と44ページの通常の実施地域について乖離があるんですけど、どちらが正しいでしょうか。武蔵野のとか三鷹というのが入っていないんです。清瀬も入ってないし。

(酒井委員長) そうですね。

(事務局) 44ページのほうが正しいかと。

(山極委員) 44ページ。そうすると、47は、これは。

(酒井委員長) 小金井は入っているわけですね。

(山極委員) 清瀬とか、小金井が入っていないくて、東村山が入っていたり、

東久留米が入っていたり、西東京が入っていたり、小平以外は違いますよね。これはちょっと。

(事務局) この点につきましては、すみません、事業所と詳細に確認をさせていただいて、必要に応じて修正を求めたいと思います。

(酒井委員長) 運営規程を例えば、何か別のところから来たとかそういうことじゃないですか。ここというのはほかにもいろいろ事業がさっきおっしゃってましたよね、西東京でやっているということだから、例えば、西東京で使っているやつをたまたま持ってきちゃったとか、そういうのがあるんですかね。それをベースにして少しやったんだけど、修正が足りなかったとかね。一応それは確認をしてください、お願いいたします。

ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。

それでは、資料2 関連は議題2のほうはこれで終わりたいと思います。

では、続きまして、先ほどやりました総合事業に係る事業所の指定ということで、これをお聞きしたいと思います。では、事務局のほうからお願いいたします。

(介護保険係長) 介護保険係長でございます。それでは、資料3-1をごらんください。先ほどの全体会で、総合事業についての概要についてご説明させていただいたところでございますが、事業所が総合事業を実施するに当たっては指定が必要となっております。これに伴いまして、本委員会への総合事業の事業所指定に関する報告方法について一定整理をさせていただきたいと思います。

総合事業の事業者指定につきましては、介護保険法上、関係者の意見の聴取については、特段の規定はされていないところでございますが、市が事業者の指定を行うという意味においては、関係者の皆様へのご報告ですとか、意見聴取につきましては、一定必要であると考えているところでございます。つきましては、総合事業の事業者指定につきましても、本専門委員会においてご審議いただければと事務局として考えているところでございます。

具体的な報告方法につきましては、資料に記載しているとおりでございます。通所介護、訪問介護の指定を受けている事業所が総合事業の指定を新たに受ける場合は、原則、指定日以降の本委員会にてご報告をさせていただきまして、また、通所介護、訪問介護の指定を受けていない事業所が総合事

業の指定を受ける場合においては、原則、指定日より前に皆さんにご審議いただければと考えているところでございます。

以上でございます。

(酒井委員長) これは、先ほど全体会で議論をしたやつの具体的ななかかわりの問題でございますけれども、今、事務局のほうからご提案があった中身でいかがでしょうか。既に受けているところについては事後報告もよしとするということですね。そして、全くの新規の場合は、事前にこの委員会を開いて、そこで指定の作業を行うということですよ。

たしか、先ほど、今4事業所とおっしゃいましたっけ、手を挙げたという。そうでしたよね、違いましたっけ。

(事務局) もう少し多いですよ。

(酒井委員長) そうですか。まず、この基本ルールについてはいかがでしょうか。

(山極委員) 新規の場合は、2カ月前に指定することになってもいいんですけども、そうすると、都度都度、招集かかるという感じですね。

(酒井委員長) そうか、そうですね。申請して翌々月の1日が指定日ですよ。

(山極委員) そうですね。だから、その間に都度都度、招集される形になるという感じですか。

(酒井委員長) ただ、指定を受けていた事業所については、もうオーケーですよ。

(山極委員) それは、みなしはオーケー。

(酒井委員長) 全くの新規ですよ。

(山極委員) みなしからの場合はオーケーなんですよ。

(介護福祉課長) 全く総合事業だけやりたい。

(山極委員) 全くの新規の場合はやるんですよ。

(介護福祉課長) はい。

(酒井委員長) 逆に、地元の住民グループさんが立ち上げるとかということはあるんでしょうか、それはないですか。

(山極委員) いや、それはちょっとどうでしょう、さすがに。

(酒井委員長) ということは、介護保険関係の事業をやっていないところが

新たにやるとすれば、住民参加型の事業所が想定されるわけですよね。どう  
なんですかね。でも、そういう印象なんですよね、イメージってどうなん  
ですか、新規って。

(介護福祉課長) 例えば、通所介護、訪問介護以外のサービスをされている  
ところが初めて通所、または訪問を始めるということはありません。

(酒井委員長) 要するに事業の幅を広げると。

(介護福祉課長) その場合には、新規と同じ扱いにさせていただきます。

(酒井委員長) あとは、全てのサービスメニューをひっつけて小金井市に初  
めて入ってくると、それこそ通所介護から総合、そういうのはありますよね。

(介護福祉課長) はい、そうですね。

(酒井委員長) では、小金井市としては、この2つ目のやつが頻繁に委員会  
が開かれたほうがいいですね。

基本ルールはそういうことだということによろしいですかね。はい。

それで、次はいいですか、次は資料3-2と3-3ですけれども、ご説明  
お願いいたします。A3ですね。

(介護保険係長) それでは、資料3-2、それから3-3についてご説明さ  
せていただきます。

まず、資料3-2でございます。こちらは、総合事業の訪問型サービスに  
なります。資料3-3につきましては、通所型サービスを実施する事業の一  
覧を示したものでございます。総合事業は平成28年10月以降に認定更新を  
迎えた方、あるいは新規で認定申請を行った方で、サービスが必要と認めら  
れた方が利用できるものでございます。

資料の表の一番右側でございます現行相当でございますが、従来の介護予  
防の訪問介護や通所介護の基準でのサービスで、平成27年3月31日以前に東  
京都の通所介護や訪問介護の指定を受けている事業者は、平成30年3月31日  
まで、総合事業の現行相当サービスの指定をみなしで受けることとなります。  
平成27年4月1日以降に開設した事業につきましては、みなしの適用がされ  
ないために、市が指定をすることとなります。

その左隣の市基準でございますが、こちらは従来の訪問介護、通所介護の  
基準よりも緩和した基準のサービスとなっております。市基準サービスを実  
施する場合も市が指定をする形になります。

平成28年11月1日現在、訪問型サービスの現行相当サービスの指定につきましては、23件。それから、市基準型サービスの指定は15件となる見込みでございます。

一方、通所型サービスの現行相当サービスにつきましては、26件。それから、市基準型サービスの指定は6件となる見込みで、表に記載されておりでございます。

以上でございます。

(酒井委員長) 今の説明に対して何かご質問は。山極委員。

(山極委員) この表については、ケアマネ事業所ですとか、包括支援センターに都度都度、例えば更新した時点で情報提供というのはされるのでしょうか。

(事務局) 事務局でございます。おっしゃるとおり、都度都度、1日時点でこういった更新の手続きになりますので、ホームページに公開するのとあわせて、事業者連絡会の方々へのメールでの連絡ですとか、包括支援センターさんへ直接、4包括さんのほうにメールにて連絡をする形を現在とらせていただいております。

以上でございます。

(酒井委員長) ありがとうございます。じゃ、その辺は情報をきちんと迅速に提供していくということですね。

あとは、ほかにご質問等あればと思いますけれども。逆に言うと、この総合事業をうちの事業所はやらないよというところはあったんですか。

(事務局) あります。

(酒井委員長) あるんですか。それは、何、お金が安いからとかそういう意味じゃなくて。

(事務局) 会社のほう、法人、運営方針としてやらないという。

(酒井委員長) そうなんですか。例えば、そういったことで、何か、市民の方が戸惑っているとか、ケアマネさんが困っているとか、そういう事例はあるんですか。

(事務局) 事務局でございます。今のご質問についてはまだちょっと始まったばかりで、実際のお声として利用者様のほうから上がってきてないというところも実情なんですけど、やはり、利用者様にご迷惑がかかるような事業所



についてはしっかり市基準の指定をとっていただいて、総合事業の指定をとっていただく意識を持っていただいているのかなとは思いますが。なので、今現在、利用者様のほうで困っているとかということはないんですけれども、ケアマネジャーさんですとか、包括支援センターさんのほうで、指定を受けられていない事業者さんがまだ通所の事業者さんの中で多かったですので、ケアマネジメントしづらいという声は今上がってきているような状況でございますので、やはり、しっかり指定を受けていただくように、行政としても働きかけをしていかなければいけないかなというように認識しております。

以上でございます。

(酒井委員長) その辺に関しては、例えば、事業者さんのほうとか、委員さんのほうでご意見とか。

(山極委員) 市基準の指定を受けるのに、既存の一体型とか、別立てでやる方法があるんですけど、最初から市基準対応の利用者さんがどれくらいあられるかというのは、今、五月雨式の中でその人数の状況を見ているので、利用者さんがどういう希望、要望を出すかというところがまだ今のところちょっと見えない。基本的には、今までどおりのというふうなことが利用者さんにはおそらくあるだろうということなので、今の事務局のほうのお話ではそういうことですが、事業所的には少し様子を見てやるということが1つ。

本町のうちのセンターなんかで言うと、別立てでするにしても、やっぱり、お部屋がないんですね。お部屋がちょっと少なく、そういうハード面の制約があったりとかいうこともあります。それは、別立てでやる場合の話ですが、そういう部分がありますね。

あと、送迎とかをどうするか。半日型なんかをわりと想定されていると思うんですが、半日型というと、別にまた送迎をしなきゃいけないということがあるんです。もちろん、自分で来られるような元気な方であればいいんですが、要支援2ぐらいになりますと、介護1に極めて近い方もいらっしゃいますので、送迎を全く抜きでの考えというのは厳しいかなとなると、半日での送迎をまた別体制でとらなきゃいけないというような実情もありまして、そういった状況を見て、検討するということになるのかなとい

うふうに思っています。

(酒井委員長) そうすると、全体会のときに出てきている資料で、時間数が書いてあったじゃないですか。それで、たしか、3時間だけ。

(事務局) 3時間ですね。

(酒井委員長) 3時間までのと3時間以上。通常、私のかかわっている通所介護だと、3時間コースなんて、まずほとんどそういう人いないよなみたいなイメージがあって、大体、5時間とか7時間とか、中には9時間という方が多いので、やっぱり、総合事業の時間の幅が非常に短いですね。その何と申しますかメニューと申しますか。

(山極委員) そうですね。今、通所型のほうの情報が、各所のほうから市基準でやるところの情報がリリースされていますけど、それを見てもそんなに長くはないですよ。だから、リハビリデイみたいな感じで、やっぱり、半日ぐらいのイメージで市基準のほうも考えられているということなんですけど、そういうニーズもありましょうし、今、酒井先生おっしゃったように、従来型の1日見てほしいという要望、希望の方もおられるのかなということで、要は、そういったニーズによってすみ分けはできるように事業所を使いこなしてもらえばいいのかなというふうに思うので。

(酒井委員長) 総合事業自体は、時間の幅というのはかなり認められているんですか、通所介護の場合。

(事務局) 通所のサービスについては、1.5時間から3時間という短いものの創設はさせていただいたんですけども、3時間以上の枠のサービスについては、特に上限というか、何時間未満にしてくださいというのは規定させていただいていないので、自由というか、制限はない形で設けさせていただいています。

(酒井委員長) ただ、長くやっても、変な話だけど、報酬でその分だけの加算はされないよということなんですかね、多分ね。そうすると、居場所機能としての機能がちょっと弱っちゃうということですね、ご本人とご家族からしてみれば。

(山極委員) そうですよ。利用者さんのご家族もそういう長く見てほしいということはケースによってはあるかなと思いますね。自立促進で元気になってという、短時間でしっかりリハビリやりましょうとか、脳を活性化させ

ましようとかということに関しては長くやればいいというものでもないので、プログラムとしてそれが成り立てば、それはそれで機能するのかなと思いますけれども、それ以外のニーズも、やはり、予防の方もありますので、時間へのニーズに対して、どう応えていくかということも片方では課題ではございます。

(酒井委員長) 今のは全体会のときに議論すべきものだったかもしれませんが、今はまだ10月で移行が始まった状態ですから、結論を出すわけにはいきませんが、何かあえて質問とかはよろしいですか。ちょっと、今の辺の議論は、また来年に集まったときにいろいろ議論が必要になってくるし、協議会としましても、チェックといいますか、そういう意味においてはいろいろ問題意識が必要になっていくかなと思います。

それでは、よろしいですか。

それでは、今日は非常に盛りだくさんで大変だったかと思えますけれども、会議を終わっていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

閉 会 午後4時00分